

令和3年4月16日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて(令和3年4月19日以降)

春暖の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育・保育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していることを踏まえ、本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、当面の間、新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて、下記のとおり一部変更いたします。また、このたびの変更点を含め、右記(裏面)一覧表の内容を改めてご確認くださいようお願いいたします。なお、各ご家庭におかれましては、毎日の登校園所前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和3年4月19日より実施いたします。

記

1. 変更点について

令和3年4月18日まで

幼児児童生徒と同居する家族が、発熱等の風邪の症状がある場合、出席可とする。

令和3年4月19日から

幼児児童生徒と同居する家族が、発熱等の風邪の症状がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。